

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった不開示部分を全て開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年3月11日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「防護柵工事（交付金事業）3年7月30日完成、防護柵工事（交付金事業）3年5月28日完成、未就学児童安全対策工事（交付金事業）3年2月26日完成、防護柵工事（交付金事業）3年1月7日完成工事完成 各検査書類、数量計算書、整備位置、柵・車止め類の仕様、施行場所をプロット、前後の写真」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年5月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備））（工事開始日2021年3月1日完成日2021年7月30日）に係る工事番号、工事・委託業務名、工事箇所、現在全体契約額、工期開始日、完成日、工事概要及び施設名が分かる文書
- イ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点））（工事開始日2021年3月1日 完成日2021年5月28日）に係る工事番号、工事・委託業務名、工事箇所、現在全体契約額、工期開始日、完成日、工事概要及び施設名が分かる文書
- ウ 未就学児童安全対策工事（防災安全交付金事業（道路環境整備）（国補正））に係る工事番号、工事・委託業務名、工事箇所、現在全体契約額、工期開始日、完成日、工事概要及び施設名が分かる文書
- エ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）（工事開始日2020年9月3日 完成日2021年1月7日）に係る工事番号、工事・委託業務名、工事箇所、現在全体契約額、工期開始日、完成日、工事概要及び施設名が分かる文書
- オ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）（工事開始日2021年3月1日 完成日2021年7月30日）に係る施工箇所が分かる位置図、施工状況が分かる文書、1工区計画平面図 S=1/250（第一回変更 図面番号5葉中1号）、2工区計画平面図 S=1/250（第一回変更 図面番号5葉中2号）、構造図（第一回変更 図面番号5葉中3号）、撤去平面図 S=1/250（第一回変更 図面番号5葉中4号）、撤去平面

図 S=1/250（第一回変更 図面番号5葉中5号）、数量集計表（道路土工他）、数量集計表（作業土工）、単位数量計算書（土工（プレキャスト基礎））、単位数量計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式））（掘削）、数量集計表（防護柵工）、単位数量計算書（耐衝撃性車止め（基礎ブロック固定式））、単位数量計算書（ガードパイプGp-Cp-2E）、ガードパイプ集計表、単位数量計算書（ガードパイプGp-Cp-2B）、参考図、単位数量計算書（耐衝撃性車止め（U型））、単位数量計算書（耐衝撃性車止め）、単位数量計算書（ラバーポール）、数量集計表（舗装工）、単位数量計算書（アスファルト舗装工）、単位数量計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式））（アスファルト舗装工 下層路盤）、単位数量計算書（現場発生品運搬）、数量集計表（撤去工）、単位数量計算書（アスファルト舗装版撤去）、単位数量計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式））（アスファルト舗装版破碎）及び単位数量計算書（既設水路撤去）

カ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点））（工事開始日2021年3月1日完成日2021年5月28日）に係る施工箇所が分かる位置図、施工状況が分かる文書、1工区計画平面図 S=1:500 構造図 S=1時50分（第一回変更 図面番号6葉中1号）、2工区計画平面図S=1:500（第一回変更 図面番号6葉中2号）、3工区計画平面図 S=1:500（第一回変更図面番号6葉中3号）、舗装構造図S=1時10分撤去平面図 S=1:500（第一回変更 図面番号6葉中4号）、構造図（第一回変更図面番号6葉中5号）車止めバリカー（参考図）S=図示固定式（第一回変更 図面番号6葉中6号）、数量集計表、1工区、単位数量計算書（掘削工（1））、数量集計表（防護柵工（路側防護柵工））、単位数量計算書（ガードパイプ（土中式））、1工区単位数量計算書（車止めバリカー）、単位数量計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式）（平面図）（断面図））、1工区単位数量計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式）（アスファルト舗装工））、2工区、数量集計表（道路土工）、単位数量計算書（掘削工（2））、単位数量計算書（掘削工（3））、単位数量計算書（掘削工（4））、単位数量計算書（掘削工（5））、単位数量計算書（掘削工（6））、数量集計表（縁石工（作業土工 縁石工））、縁石工 別添図、数量集計表（縁石工（切下げタイプ））、縁石工切下げ、縁石工切下げ 別添図、数量集計表（排水構造物工）、L型側溝 土工根拠、数量集計表（街渠工）、L型側溝工、L型側溝工 別添図、数量集計表（防護柵工（路側防護柵工 車止めポスト工））、単位数量計算書（ガードパイプ（土中式））、2工区単位数量計算書（車止めバリカー）、単位数量計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式）（掘削））、2工区単位数量計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式）（アスファルト舗装工））、舗装面積集計表、L型街渠工 舗装工、数量集計表（構造物撤去工）、構造物撤去工 別添図、数量集計表（区画線工 熔融式区画線）、区画線工別添図、区画線消去、区画線消去 別添図、3工区、数量集計表（区画線工 区画線設置）、区画線及び区画線別添図

キ 未就学児童安全対策工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（国補正））に係る施工箇所が分かる位置図、施工状況が分かる文書、計画平面図 S=1:250構造詳細図（第1回変更 図面番号5葉中1号）、計画平面図 S=1:100（第1回変更 図面番号5葉中2号）、計画平面図 S=1時30分 構造詳細図（第1回変更 図面番号5葉中3号）、撤去平面図 S=1:100 構造詳細図（第1回変更 図面番号5葉中4号）及び舗装工 求積図 S=1時30分（第1回変更 図面番号5葉中5号）、数量集計表（防護柵工他）、防護柵設置工集計表、数量集計表（舗装工他）、数量集計表（材料計算書）、数量集計表（車止めポスト基礎工）、単位数量計算書（縁石工 歩車道境界ブロッ

ク)、単位数量計算書(縁石工 歩道切下げブロック)、単位数量計算書(縁石工 歩道段差ブロック)、単位数量計算書(縁石工 地先境界ブロック)、数量計算書(舗装打ち換え工他)及び舗装工計算書

(2) 開示しない部分

- ア 工事番号、工事名の一部及び路線名
- イ 防護柵工事(防災・安全交付金事業(道路環境整備)) (工事開始日2021/3/1 完成日2021/7/30)のうち、
 - (ア) 施工箇所が分かる位置図(表題及び「奈良県道路網図を転載」の記述を除く。)
 - (イ) 着工前及び完成写真
 - (ウ) 施工箇所が分かる記述の一部
 - (エ) 1工区計画平面図 S=1/250(第一回変更 図面番号5葉中1号)うち、施工箇所がわかる部分
 - (オ) 2工区計画平面図 S=1/250(第一回変更 図面番号5葉中2号)うち、施工箇所がわかる部分
 - (カ) 撤去平面図 S=1/250(第一回変更 図面番号5葉中4号)うち、施工箇所がわかる部分
 - (キ) 撤去平面図 S=1/250(第一回変更 図面番号5葉中5号)うち、施工箇所がわかる部分
- ウ 防護柵工事(防災・安全交付金事業(道路環境整備)(重点)) (工事開始日2021/3/1 完成日2021/5/28)のうち、
 - (ア) 施工箇所が分かる位置図(表題を除く。)
 - (イ) 着工前及び竣工写真
 - (ウ) 1工区計画平面図 S=1:500 構造図 S=1:50(第一回変更 図面番号6葉中1号)うち、施工箇所がわかる部分
 - (エ) 2工区計画平面図 S=1:500(第一回変更 図面番号6葉中2号)うち、施工箇所がわかる部分
 - (オ) 3工区計画平面図 S=1:500(第一回変更 図面番号6葉中3号)うち、施工箇所がわかる部分
 - (カ) 舗装構造図 S=1:10 撤去平面図 S=1:500(第一回変更 図面番号6葉中4号)うち、施工箇所が分かる部分
 - (キ) 1工区単位数量計算書(車止めバリカー)うち、施工箇所がわかる部分
 - (ク) 縁石工切下げうち、施工箇所がわかる部分
 - (ケ) 縁石工切下げ 別添図うち、施工箇所がわかる部分
 - (コ) L型側溝工 別添図うち、施工箇所がわかる部分
 - (サ) 単位数量計算書(ガードパイプ(土中式)うち、施工箇所がわかる部分
 - (シ) 2工区単位数量計算書(車止めバリカー)うち、施工箇所がわかる部分
 - (ス) 構造物撤去工 別添図うち、施工箇所がわかる部分
 - (セ) 区画線工 別添図うち、施工箇所がわかる部分
 - (ソ) 区画線 別添図
- エ 未就学児童安全対策工事(防災・安全交付金事業(道路環境整備)(国補正))のうち、
 - (ア) 施工箇所が分かる位置図(表題及び「奈良県道路網図を転載」の記述を除く。)

- く。)
- (イ) 着工前の写真及び竣工の写真
- (ウ) 計画平面図 S=1:250 構造詳細図 (第1回変更 図面番号5葉中1号) うち、
施工箇所が分かる部分
- (エ) 計画平面図 S=1:100 (第1回変更 図面番号5葉中2号) うち、施工箇所が分
かる部分
- (オ) 撤去平面図 S=1:100 構造詳細図 (第1回変更 図面番号5葉中4号) うち、施
工箇所が分かる部分
- オ 防護柵工事 (防災・安全交付金事業 (道路環境整備) (重点) 他) (工事開始日202
0/9/3 完了日2021/1/7) のうち、
- (ア) 施工箇所が分かる位置図 (表題及び「奈良県道路網図を転載」の記述を除
く。)
- (イ) 現況の写真、完了の写真及び施工箇所が分かる記述
- (ウ) 計画平面図 S=1:500 構造図 (第1回変更 図面番号7葉中1号) うち、施工
箇所がわかる部分
- (エ) 計画平面図 S=1:250 構造図 (第1回変更 図面番号7葉中2号) うち、施工
箇所がわかる部分
- (オ) 計画平面図 S=1:100 構造図 (第1回変更 図面番号7葉中3号) うち、施工
箇所がわかる部分
- (カ) 計画平面図 S=1:500 構造図 (第1回変更 図面番号7葉中4号) うち、施工
箇所が分かる部分
- (キ) 計画平面図 S=1:100 構造図 (第1回変更 図面番号7葉中5号) うち、施工
箇所がわかる部分
- (ク) 計画平面図 S=1:250 構造図 (第1回変更 図面番号7葉中6号) うち、施工
箇所がわかる部分
- (ケ) 計画平面図 S=1:250 構造図 (第1回変更 図面番号7葉中7号) うち、施工
箇所がわかる部分
- (コ) 数量集計表 レベル1 (工事区分) : 道路改良工事 (附属施設工 路側防護柵
工 コンクリート削孔) うち、施工箇所がわかる部分
- (サ) 数量集計表 レベル1 (工事区分) : 道路改良工事 (附属施設工 路側防護柵
工 アスファルト削孔) うち、施工箇所がわかる部分
- (シ) 数量集計表 レベル1 (工事区分) : 道路改良工事 (土工 掘削) うち、施工
箇所がわかる部分
- (ス) 単位数計算書 (歩道復旧 北側歩道 (当初)) うち、施工箇所がわかる部分
- (セ) 単位数計算書 (歩道復旧 北側歩道 (第1回変更)) うち、施工箇所がわか
る部分
- (ソ) 数量集計表 レベル1 (工事区分) : 道路改良工事 (附属施設工 縁石) うち、
施工箇所がわかる部分
- (タ) 数量集計表 レベル1 (工事区分) : 道路改良工事 (作業土工) うち、施工箇所
がわかる部分
- (チ) 数量集計表 レベル1 (工事区分) : 道路改良工事 (附属施設工 路側防護柵工
転落防止柵) うち、施工箇所がわかる部分
- (ツ) 数量集計表 レベル1 (工事区分) : 道路改良工事 (張りコンクリート) うち、
施工箇所がわかる部分

(3) 開示しない理由

条例第7条第4号に該当

公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年8月10日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の工事に係る施工状況がわかる部分を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

令和4年9月9日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和4年5月6日付け郡土第111号の2による行政文書一部開示決定処分を取消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1. 実施機関が記載した非公開理由は、条例の規定を引き写しただけに過ぎないものであって、審査請求人においては、具体的な理由をまったく窺い知ることができないものと言わざるを得ない。したがって、本件処分は、理由付記に不備がある違法なものであって、取消しを免れない。
2. 本件公開請求の対象公文書は、単に県が施工した工事に係る文書および図面等であり、このような文書を公にすることで、公共の安全等に支障が生じる蓋然性があるとは考えられず、実施機関の主張は、一般県民等には到底理解できないものである。本来、こうした県施工の工事に係る情報については、当然、公にすべき類のものであり、その施工の状況等については、県が説明責任を果たしてしかるべきものであると言える。
3. まして、本件処分においては、工事名、工事番号までもが非公開とされており、本来公開すべき情報を何らの理由なく、極めて安易に非公開としている様子が窺われる。
4. 以上のとおり、本件処分は理由付記を欠く違法なものであり、実施機関の主張する非公開理由も違法または不当なものであることから、直ちに本件処分を取り消し、非公開とした部分を公開するよう求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備））とは、通学中の児童を巻き込む交通事故の発生を受け、通学路をはじめとする身近な生活道路の交通安全性の向上を図るために、暮らしを支える交通安全対策を講ずる工事である。

未就学児童安全対策工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備））とは、令和元年5月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児等に自動車が突入する事故等を受けて実施した緊急合同点検により、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について対策を講ずる工事である。

本件行政文書は、上記防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備））および未就学児童安全対策工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備））のうち、令和3年1月7日、同年2月26日、同年5月28日及び同年7月30日完成した工事に係る数量計算書及び数量集計表並びに工事概要がわかる文書、施工状況がわかる文書及び図面等である。

2 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は操作、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

実施機関が不開示としたのは、施工箇所がわかる位置図、施工箇所がわかる部分、施工箇所がわかる記述の一部、着工前の写真及び完成の写真、工事番号、工事名の一部及び路線名（以下「本件不開示情報」という。）である。

これらは、いずれも開示することにより、特定の保育園等が日常的に使用している通園路が特定できるものである。

このことから、これらが公になることにより、当該通園路を使用している園児が襲われる等の犯罪にまきこまれるおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件不開示情報は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条4号の不開示情報に該当する。

3 理由附記の不備について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定または一部を開示する旨の決定をしたときは、当該項目に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されている。

本件決定の理由附記については、第1の2（2）「開示しない部分」及び第1の2（3）「開示しない理由」に記載のとおり、不開示部分を具体的に記載するとともに、不開示とした根拠条項と併せてその規定を適用した理由として当該条文の該当部分を引用しており、不開示情報が明らかにならない限度で具体的に記載している。

これらのことから、本件決定における理由附記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備はないと考える。

4 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

防護柵工事は、通学中の児童を巻き込む交通事故の発生を受け、防災・安全交付金事業等を活用しながら、通学路をはじめとする道路の交通安全性の向上を図るために、交通安全対策を講ずる工事である。

未就学児童安全対策工事とは、集団で歩道を通行中の園児等に自動車が入り込む事故等を受けて実施した緊急合同点検により、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について対策を講ずる工事である。

本件行政文書は、上記事業のうち令和3年1月7日、同年2月26日、同年5月28日及び同年7月30日完成した工事に係る数量計算書及び数量集計表並びに工事概要がわかる文書、施工状況がわかる文書及び図面等で、幼稚園名、保育園名及び学校名の記載はないものの、通園路及び通学路に係る工事名称、施工箇所、路線名、河川名及び施工箇所の写真が記載されているものである。

3 条例第7条第4号該当性について

審査請求人は、工事番号、工事名の一部、路線名、河川名、施工箇所がわかる部分、地名が分かる記述、施工前及び施工後の写真並びに施工箇所が分かる記述（以下、「本件不開示情報」という。）について、条例第7条第4号に該当しないため開示すべき旨主張しているので、以下検討する。

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報を開示することにより、施設名称と施工箇所等を照らし合わせると特定の保育園の子どもが日常的に使用している通園路が特定できることから、当該通園路を使用している園児が襲われる等の犯罪にまきこまれるおそれがあると主張

している。

道路標識等について、道路法第45条（道路標識等の設置）では、交通の安全と円滑を図るため必要な場所に道路標識等を設けなければならないという規定があり、本規定は小学生や園児等の通学・通園や幼稚園、保育所等が行う散策等の安全を確保することなどにも資するものであり、道路管理者において地域や学校からの要望等により必要に応じて設置しているものである。現に、学校・保育所等の近隣には、道路標識「学校、幼稚園、保育所等あり(208)」が設置されている箇所があることから、これらの情報により、道路利用者であれば、特別な調査をすることなく、通学路等を容易に特定することができる。

また、児童生徒等が被害に遭う交通事故等が依然として発生していることから、全国的に通学路の安全点検の実施がなされ、その点検によって抽出された対策必要箇所の対策箇所図や対策一覧表等については、ホームページ等により公表して適切に情報発信するように、国が都道府県教育委員会や市町村教育委員会に依頼をしていることがわかった。

そこで、当審査会が事務局に、奈良県内市町村における公表状況を調査させたところ、半数以上の市町村がホームページにおいて、通学路の危険対策箇所一覧表を掲載しており、中には通学路となっている道路の詳細な路線名及び番地までわかる記載、対策箇所の詳細な写真及び地図、あるいは通学路そのものをはっきりと図示している例も見受けられた。なお、本件開示請求の対象となっている通学路対策の施工箇所の所在している市の公表情報を見分したところ、写真及び地図の掲載はないものの、小中学校名ごとに通学路となっている道路の路線名及び番地までわかる記載が公開されていることが確認された。さらに、県内各警察署のホームページについても見分すると、自転車の交通安全についてのページにおいて、通学路であることを理由に運転に注意するよう注意喚起する記載及び通学路の掲載も多く見受けられた。

確かに実施機関のいうように、当該行政文書を開示することによって、通学路など子どもが日常的に移動する経路が公になるため、集中的に子どもを襲おうとするような事例が発生し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある可能性は、完全には否定できない。

しかし前述のとおり、道路利用者であれば通学路等の標識で容易に通学路を認知できるという現状があること、また、現に半数以上の市町村が何らかの形で通学路の危険箇所あるいは通学路そのものの公表を行っていること、そして警察署においても交通安全の観点から通学路の公表を行っていることから、本件不開示情報を開示したからといって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす危険がさらに高まるとは言えない。

したがって、本件不開示情報は、通園路を使用している園児が犯罪にまきこまれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とは認められず、条例第7条第4号の不開示情報には該当しない。

5 理由付記の不備について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

本件決定に係る理由付記について、審査請求人は、条例の規定を引き写しただけに過

ぎないものであって、具体的な理由をまったく窺い知ることができない違法なものと言わざるを得ないと主張している。

この点、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書では、不開示部分を具体的に記載するとともに、不開示とした根拠条項と併せてその規定を適用した理由として、当該条文の該当部分を引用して不開示理由が記載されており、不開示情報が明らかにならない限度で具体的に記載されている。

これらのことから、本件決定に係る理由付記は、取り消さなければならないほどの不備があるとまでは言えない。

6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 4年 9月 9日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 5年 1月19日 (第264回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 4月21日 (第265回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 5月29日 (第266回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 7月 6日 (第267回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 8月 3日 (第268回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 9月14日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会 長 代 理
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	